

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害児通所給付費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、障害児通所給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、身体障害手帳や療育手帳所持等の児童が、障害児通所サービスを利用し、安定した日常生活を送るための支援を行う。
③システムの名称	自立支援システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援システムファイル、宛名管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の10、11、12、15、16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、12条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高山市 福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	高山市 福祉部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話 0577-32-3333

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月30日	I-5.②所属長	高山市 福祉部 子育て支援課長 森下 澄雄	高山市 福祉部 子育て支援課長 平野 善浩	事後	人事異動による
平成29年11月30日	I-7.請求先	高山市福祉部子育て支援課家庭児童相談グループ	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織編成変更による
平成29年11月30日	I-8.連絡先	高山市福祉部子育て支援課家庭児童相談グループ	高山市福祉部子育て支援課子ども家庭相談係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織編成変更による
平成29年11月30日	II-1.いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成29年11月30日	II-2.いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	II-1.いつの時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	II-2.いつの時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IVリスク対策			事後	H31.1.1様式改正によるもの。 (新規追加項目)
令和2年1月28日	I-4.②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の9、10、11、12、15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第10条	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の10、11、12、15、16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	II-1.いつの時点の計数か	平成30年1月4日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	II-2.いつの時点の計数か	平成30年1月4日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月1日	II-1.いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月1日	II-2.いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	I-4.②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の10、11、12、15、16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の10、11、12、15、16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、12条	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	II-1.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月14日	II-2.いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	II-1.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月27日	II-2.いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる